

令和 6 年度「取引条件改善状況調査」

(受注側事業者向け) のお願い

1. 調査の趣旨

- (1) 本調査は、中小企業庁より委託を受けて、株式会社東京商工リサーチが企画・実施するものです。
- (2) 本調査は、中小企業・小規模事業者の取引条件改善に向けて、貴社が受注者となる事業者間取引（B to B 取引）における、大企業や中堅企業など販売先との取引状況や事業者間の取引実態を把握するものです。
- (3) 回答内容について個社名を特定して公表することはない、回答内容をもって貴社に対し行政指導や行政処分を行うことはありませんので、積極的にご回答いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

2. 調査の対象

- (1) 貴社は、取引によっては発注者となる場合もあるかと思いますが、本調査の回答にあたっては、原則として受注者の立場における代表的な取引についてご記入ください。
- (2) 貴社が受注者となる事業者間取引（いわゆる B to B 取引）に関して、取引の実態、取引条件の改善状況等についてお答えください。

3. 回答方法

2つの方法からいずれか 1 つをお選びください。

- (1) 専用 WEB サイトからのオンライン回答 ※オンラインでご回答いただく場合は、紙の調査票の返送は不要です。

<https://tori.meti.go.jp/>

ログインID	パスワード



上記 URL を直接 WEB ブラウザの URL 入力欄に入力するほか、以下 3 つの方法でもアクセス可能です。

- ① 上記 QR コードからアクセス
- ② 「TSR アンケート」と検索し、「現在実施中のアンケート調査: 東京商工リサーチ」をクリック
「令和 6 年度取引条件改善状況調査」内の「回答はこちら」をクリック
- ③ 「令和 6 年度取引条件改善状況調査」と検索し、
中小企業庁の公式 Web サイト「令和 6 年度取引条件改善状況調査」を実施しています」をクリック
ページ中部にある「インターネットによるご回答について」にオンライン調査の URL が記載されているのでクリック

- (2) 調査票（本用紙）に直接記入し郵送

- ① 該当する選択肢の番号を直接○印で囲んでください。
- ② 記入後は、同封の返信用封筒（切手不要）にてご投函ください。

4. お願い

- (1) 回答にあたっては、**令和 6 年（2024 年）10 月 1 日（火）時点**の内容でお願いいたします。
- (2) 専用 WEB サイトでのオンライン回答か、同封の返信用封筒にてご返送ください。
- (3) 設問中の【単一回答】は 1 つを選択ください（複数回答可能な設問は【複数回答可】としています）。
- (4) 回答が難しい設問は飛ばして、次の設問に進んでいただいて問題ありません。可能な範囲で回答いただければ幸いです。

5. 回答期限

令和 6 年（2024 年）11 月 1 日（金）

<問い合わせ先>

株式会社東京商工リサーチ 令和 6 年度「取引条件改善状況調査」事務局

〒100-8787 東京都千代田区大手町一丁目三番一号 JA ビル

Tel: 03-6810-0268（受付時間：土日及び祝日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時）

I. 基礎情報

① 貴社自身の取引上の地位*に最も近いものをお答えください。【単一回答】

*【例】企業A（完成品メーカー）→ 企業B（1次下請）→ 貴社（2次下請）→ 企業C（3次下請）…「2次下請」を選択

1: 完成品メーカー	2: 1次下請	3: 2次下請	4: 3次下請	5: 4次以下の下請	6: あてはまるものはない
------------	---------	---------	---------	------------	---------------

② 貴社の資本金をお答えください（貴社単独での資本金額）。【単一回答】

1: 1,000万円以下	2: 1,000万円超 5,000万円以下	3: 5,000万円超 1億円以下
4: 1億円超 3億円以下	5: 3億円超 10億円以下	6: 10億円超

③ 貴社の従業員数をお答えください（貴社単独での従業員数）。【単一回答】

1: 5人以下	2: 5人超 20人以下	3: 20人超 50人以下
4: 50人超 100人以下	5: 100人超 300人以下	6: 300人超

④ 貴社の業種をお答えください。【単一回答】

※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を1つ選んでください。

1: 建設業（ハウスメーカー）	2: 建設業（ハウスメーカー以外）	3: 食品製造業
4: 繊維業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 製菓産業	9: 化学産業（製菓産業以外）
10: 鉄鋼業	11: 非鉄金属製造業	12: 金属製品製造業
13: 機械製造業	14: 医療機器、介護・福祉用具製造業	15: 電機・情報通信機器製造業
16: 自動車・自動車部品製造業	17: 造船業	18: 航空宇宙工業
19: その他の製造業	20: 電気・ガス・熱供給・水道業	21: 通信業
22: 放送コンテンツ業	23: 映像・音声・文字情報制作業	24: 情報サービス・ソフトウェア業
25: トラック運送業	26: 運輸業、郵便業（トラック運送業以外）	27: 卸売業
28: 小売業	29: 物品賃貸業	30: 不動産管理業
31: 専門・技術サービス業	32: 広告業	33: 宿泊業
34: 飲食サービス業	35: 生活関連サービス業	36: 自動車整備業
37: 警備業	38: その他のサービス業	39: その他（上記以外）

⑤ 貴社は、下請取引適正化に関する以下の法令や取り組み等について御存知ですか。【複数回答可】

1: 下請代金支払遅延等防止法（下請法）	2: 下請中小企業振興法（振興基準）	3: 業界毎の下請ガイドライン
4: 業界団体の自主行動計画	5: 価格交渉促進月間（3月・9月）	6: パートナシップ構築宣言
7: 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）	8: 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）	

⑥ 貴社の主要な取引先(※1)はパートナーシップ構築宣言(※2)を公表していますか。【単一回答】

※1 年間の売上高の半数以上を占める取引先があれば、お答えください。ない場合は、「4」と回答してください。

※2 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。「パートナーシップ構築宣言」を公表している登録企業リストはポータルサイトで確認することができます。

<https://www.biz-partnership.jp/list.php>

1: 公表している	2: 公表していない	3: 分からない	4: 特定の主要な取引先はない
-----------	------------	----------	-----------------

Ⅱ．販売先情報

受注側1. 継続取引をしている販売先のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種を回答ください。

【単一回答】

1: 建設業（ハウスメーカー）	2: 建設業（ハウスメーカー以外）	3: 食品製造業
4: 繊維業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 製薬産業	9: 化学産業（製薬産業以外）
10: 鉄鋼業	11: 非鉄金属製造業	12: 金属製品製造業
13: 機械製造業	14: 医療機器, 介護・福祉用具製造業	15: 電機・情報通信機器製造業
16: 自動車・自動車部品製造業	17: 造船業	18: 航空宇宙工業
19: その他の製造業	20: 電気・ガス・熱供給・水道業	21: 通信業
22: 放送コンテンツ業	23: 映像・音声・文字情報制作業	24: 情報サービス・ソフトウェア業
25: トラック運送業	26: 運輸業, 郵便業（トラック運送業以外）	27: 卸売業
28: 小売業	29: 物品賃貸業	30: 不動産管理業
31: 専門・技術サービス業	32: 広告業	33: 宿泊業
34: 飲食サービス業	35: 生活関連サービス業	36: 自動車整備業
37: 警備業	38: その他のサービス業	39: その他（上記以外）

受注側2. 取引金額が最も大きい販売先の資本金額をお答えください。【単一回答】

1: 1,000 万円以下	2: 1,000 万円超 5,000 万円以下	3: 5,000 万円超 1 億円以下
4: 1 億円超 3 億円以下	5: 3 億円超 10 億円以下	6: 10 億円超

受注側3. 取引金額が最も大きい販売先への依存度（取引シェア）※を回答ください。【単一回答】

※依存度（取引シェア）＝最も多く取引している販売先への販売額 ÷ 総売上高

1: 10%以下	2: 10%超～30%	3: 30%超～50%	4: 50%超～70%	5: 70%超～
----------	-------------	-------------	-------------	----------

受注側4. 取引金額が最も大きい販売先との取引に係る内容（納期、支払条件、仕様等）に契約書等の書面は存在しますか。【単一回答】

1: 存在する	2: 存在しない	3: 分からない
---------	----------	----------

受注側5. 貴社は、販売先をどのように呼んでいますか。最も多く使う呼び方をお答えください。

【単一回答】

1: 取引先（企業・会社）	2: 親会社・企業	3: お客様
4: 委託元（企業・会社）	5: 販売先企業・会社	6: 発注元（企業・会社）
7: パートナー企業・会社	8: 協力企業・会社	9: その他（ ）

受注側6. 貴社が常時取引している販売先の数をお答えください。【数値回答】

貴社と常時取引（BtoB）をしている販売先数

全 社

Ⅲ. 価格決定方法

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

受注側7. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。【各項目単一回答】

① コスト全般の変動について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
② 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処による労務費の上昇）について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
③ 原材料価格の変動について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった
④ エネルギー価格の変動について					
1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 販売先から申し出があったが協議を行わなかった	3: 自社から申し出を行い協議に応じた	4: 自社から申し出を行ったが協議に応じなかった	5: 協議を行う必要がなかった	6: 協議を申し入れることができなかった

①～④のうち、ひとつでも

「3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と回答した方 → 受注側 8 へ

「4: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった」と回答した方 → 受注側 9 へ

上記以外の方 → 受注側 10 へ

受注側8. 受注側7で「3: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と1項目でも回答した方にお伺いします。
販売先が協議に応じてくれた理由は何だと思いますか。【複数回答可】

- 1: ニュース等の報道等から販売先との協議に取り組む必要を感じたため
- 2: 行政・業界団体等からの要請があったため
- 3: 同業他社が販売先と協議を実施しているため
- 4: 販売先の業績が上がり協議に応じる余裕が生まれたため
- 5: 販売先の経営層から対応するよう指示があったため
- 6: 販売先の取引先も協議に応じてくれたため
- 7: これまでも定期的に協議に応じていたため
- 8: 中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識しているため
- 9: 貴社から強い要望（何度も要望）があったため
- 10: 価格交渉促進月間等の政府の動きを活用した申入れに効果があったため
- 11: その他（)

販売先が協議に応じてくれなかった理由は何だと思いますか。【複数回答可】

- 受注側10. 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先との価格交渉に関する協議状況（概況）についてお答えください。【各項目単一回答】

5

受注側11. 2024 年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

【各項目単一回答】

① コスト全般の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかった (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	6: 減額された(マイナス)
② 労務費の変動 (最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇) の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかった (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	6: 減額された(マイナス)
③ 原材料価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかった (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	6: 減額された(マイナス)
④ エネルギー価格の変動の価格反映状況					
1: 全て反映された (100%)	2: 概ね反映された (99～81%)	3: 一部反映された (80～41%)	4: あまり反映されなかった (40～1%)	5: 反映されなかった (0%)	6: 減額された(マイナス)

①～④のうち、ひとつでも

「1: 全て反映された (100%)」「2: 概ね反映された (99～81%)」「3: 一部反映された (80～41%)」と回答した方→受注側 12 へ
「4: あまり反映されなかった (40～1%)」「5: 反映されなかった (0%)」「6: 減額された (マイナス)」と回答した方→受注側 13 へ

受注側12. 受注側 11 で「1: 全て反映された (100%)」「2: 概ね反映された (81～99%)」「3: 一部反映された (80～41%)」と 1 項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを 2024 年度の単価に反映できた理由は何だと思いませんか。**【複数回答可】**

1: ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要性を販売先が感じたため
2: 販売先に行政・業界団体等からの要請があったため
3: 販売先の同業他社が価格転嫁に応じているため
4: 販売先の業績が上がり価格転嫁に応じる余裕が生まれたため
5: 販売先の経営層から対応するよう指示があったため
6: 販売先の取引先も価格転嫁に応じてくれたため (最終製品の価格転嫁が進んだため)
7: これまでも価格転嫁に応じていたため
8: 中長期的な競争力強化・サプライチェーンの強化を意識しているため
9: 一定の基準で対応した結果であるため (相見積もり、フォーミュラ、標準単価等)
10: 定量的なエビデンスに基づく交渉であったため (原価計算・価格変動状況・公表情報等)
11: 価格改定に応じなければ取引量の減少や撤退する旨の意思表示をしたため
12: 価格交渉促進月間等の政府の動きを活用した申入れを行ったため
13: その他 ()

変動コストを 2024 年度の単価に反映できなかった理由は何だと思いますか。【複数回答可】

受注側17. 貴社が、取引金額が最も大きい販売先に対して行っている価格交渉の際の取組について、お答えください。【各項目単一回答】

	頻繁に行っている	しばしば行っている	あまり行っていない	全く行っていない	どちらともいえない
①商品別、製品別の原価構成（材料費、加工費、管理費、粗利等）の把握	1	2	3	4	5
②販売量と価格の推移等の把握	1	2	3	4	5
③競合製品・部品の価格・品質の整理	1	2	3	4	5
④値上げのメリット・デメリットの整理	1	2	3	4	5
⑤取引相手先の情報（下請法適用取引の該当性、経営状況の開示状況、取引期間等）の整理	1	2	3	4	5
⑥理想的な価格（提示価格）と譲歩できる価格（留保価格）の設定	1	2	3	4	5

IV. 原価低減要請、協賛金

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

受注側18. 直近1年間で、販売先から原価低減要請や利益提供要請を受けたことがありますか。【単一回答】

1: 受けたことがある→受注側 19 へ	2: 受けたことはない→受注側 23 へ
----------------------	----------------------

受注側19. 受注側 18 で「1: 受けたことがある」と回答した方にお伺いします。

原価低減要請や利益提供要請のとらえ方についてお答えください。【複数回答可】

1: 競争環境上やむを得ないと考えている	2: 取引先と共同で効率化を行うなかで対応している	3: 対応するつもりはない
4: 取引継続のために一部は対応することになっている	5: 取引先の数値目標を達成するための取組	6: その他 ()

受注側20. 受注側 18 で「1: 受けたことがある」と回答した方にお伺いします。

原価低減要請や利益提供要請に際し、販売先と十分に協議し、納得のうえ書面により合意しましたか。

【単一回答】

1: 要請に納得したうえで合意した →受注側 22 へ	2: 要請に納得しないまま合意した →受注側 21 へ	3: 要請に応じなかった →受注側 22 へ
--------------------------------	--------------------------------	---------------------------

受注側21. 受注側 20 で「2: 要請に納得しないまま合意した」と回答した方にお伺いします。

要請に納得しないまま合意した理由についてお答えください。【複数回答可】

1: 転注を示唆されたためやむを得ず合意	2: これまでの慣例のため合意	3: 販売先の更に上位の販売先からの要請のためやむを得ず合意	4: 新たな発注を示唆してもらったため
5: その他 ()			

受注側22. 受注側 18 で「1: 受けたことがある」と回答した方にお伺いします。

直近 1 年間で、販売先から受けた不合理な原価低減要請、利益提供要請の内容と総額をお答えください。

【自由回答】【数値回答】

①不合理な原価低減要請

不合理な原価低減要請の内容	
不利益を受けた総額（単位：円）	円

②不当な金銭、役務等の利益提供要請

不当な金銭、役務等の利益提供要請の内容	
不利益を受けた総額（単位：円）	円

V. 支払い条件

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

■手形等（約束手形、電子記録債権、一括決済方式（ファクタリング）に関する質問

受注側23. 下請代金の現金払いの割合はどれくらいですか。【単一回答】

*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 全て現金払い（100%） →受注側 30 へ	2: 現金は 50%以上 →受注側 24 へ	3: 現金は 30～50%未満 →受注側 24 へ
4: 現金は 10～30%未満 →受注側 24 へ	5: 現金は 10%未満 →受注側 24 へ	6: 全て手形等の支払い（現金 0%） →受注側 24 へ

受注側24. 受注側 23 で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

現金以外の支払い手段で最も多い支払い手段をお答えください。【単一回答】

1: 約束手形	2: 電子債権	3: 一括決済方式（ファクタリング）	4: その他()
---------	---------	--------------------	-----------

受注側25. 受注側 23 で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

下請代金を手形等で受け取っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】

*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 30 日(1 ヶ月)以内	2: 60 日(2 ヶ月)以内	3: 90 日(3 ヶ月)以内
4: 120 日(4 ヶ月)以内	5: 120 日(4 ヶ月)超	

受注側26. 受注側 23 で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

直近 1 年間で、下請け代金の受け取り方法を手形等から現金へ変更するための協議を行いましたか。

【単一回答】

1: 販売先から申し出があり協議を行った	2: 自社から申し出を行い協議に応じてくれた	3: 自社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった	4: 協議を行う必要がなかった
----------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------

受注側27. 受注側 23 で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

販売先からの下請け代金の受け取り方法について、現在の方法から変更を希望しますか。

【単一回答】

1: サイト・現金への変更ともに変更を希望する →受注側 29 へ	2: サイトの変更のみ希望する →受注側 29 へ	3: 現金への変更のみ希望する →受注側 29 へ	4: 変更を希望しない →受注側 28 へ
--------------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------------

受注側28. 受注側 27 で「4: 変更を希望しない」を回答した方にお伺いします。

変更を希望しない理由は何ですか。【複数回答可】

1: 資金繰りに問題がないため
2: 販売先と継続して取引を行うため（現金化するまでの期間も販売先とやりとりができるため）
3: 電子的決済手段を自ら使用することが難しいため
4: 自身の仕入先（発注先）が電子的決済手段（約束手形で支払われるため）に対応しないため
5: 現金以外の支払い手段の方が利便性が高いため
6: 電子債権等の電子的決済手段に移行しても約束手形と何ら変わらないと感じているため
7: これまでの慣習を変えるのは手間なため
8: その他（ ）

受注側29. 受注側 23 で「1: 全て現金払い」「以外」を回答した方にお伺いします。

支払手段が変更された際に、手数料分や金利分に関してどのような扱いとなったかお答えください。

【複数回答可】

1: 現金払いに変更した場合の振込手数料分の負担はなかった（相手が負担）	2: 現金払いに変更した場合の振込手数料分を自社が負担することになった（支払額から差引）	3: 現金以外の手法を用いる事で発生する料金（電債利用の手数料等）を相手に負担してもらえたことになった
4: 現金以外の手法を用いる事で発生する料金（電債利用の手数料等）分を自社で負担することになった	5: サイト短縮により従来より早期に回収できるようになった（額の変更なし）	6: サイト短縮により従来より早期に回収できることを踏まえた金額分を差し引かれることになった
7: 手形等で長いサイトへの変更を受けた際に一定額割り増した金額となった	8: 手形等で長いサイトへの変更を受けたが金額に変更はなかった	9: その他（ ）

■約束手形に関する質問

受注側30. 貴社は 2026 年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨*が閣議決定されている事を御存知ですか。【単一回答】

*下請法に定める振興基準では、「令和 8(2026)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。」とされています。

1: 知っている	2: 知らなかった
----------	-----------

■支払手段に関する質問

受注側31. 自社からの支払いで最も多い手段とサイトをお答えください。【単一回答】

①手段

1: 約束手形	2: 電子債権	3: 一括決済方式（ファクタリング）	4: 現金
---------	---------	--------------------	-------

②サイト

1: 30 日(1 ヶ月)以内	2: 60 日(2 ヶ月)以内	3: 90 日(3 ヶ月)以内
4: 120 日(4 ヶ月)以内	5: 120 日(4 ヶ月)超	

VI. 知的財産等への対応

受注側32. 貴社の保有する知的財産権等*を保護するための対応を行っていますか。【単一回答】

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウ、金型・設計図・図面等）

1:実施中	2:実施予定	3:未実施	4:知的財産権等を有しているか分からない
-------	--------	-------	----------------------

受注側33. 貴社には知的財産権等を管理するための体制はありますか。【複数回答可】

1: 専門部署を設置している	2: 専任の担当者を設置している	3: 兼任の担当者を設置している
4: 体制はない	5: その他 ()	

受注側34. 貴社の知的財産権等を保護するために、具体的にどのような対策をしていますか。【複数回答可】

1: 特許等の出願・登録 →受注側 36 へ	2: ノウハウの営業秘密としての管理 →受注側 36 へ	3: 取引先企業から手交された契約書案の内容確認 →受注側 36 へ
4: 公平な契約を結ぶための交渉 →受注側 36 へ	5: 特に対策はしていない →受注側 35 へ	6: その他 () →受注側 36 へ

受注側35. 受注側 34 で「5: 特に対策はしていない」と回答した方にお伺いします。

対策していない理由をお答えください。【複数回答可】

- 1: 取引先企業を信頼しており、知的財産権等を侵害されるおそれはないと考えているため
- 2: 過去に知的財産権等を侵害されたことがなく、対策は必要ないと考えているため
- 3: かつては対策を講じていたが、取引先企業との間では効果がなく、諦めを感じてしまったため
- 4: どのように対策をしたらよいか分からないため
- 5: その他 ()

受注側36. 直近1年間で、知的財産権等を含んだ取引において取引先企業から受けたことのある行為について、

あてはまるものを選んでください。【複数回答可】

- 1: 秘密保持契約の締結に応じてもらえない、又は自社に不利な秘密保持契約の締結を強制される
- 2: 契約書の修正協議に応じてもらえない
- 3: 秘密保持契約締結前に、自社の営業上の秘密の開示を強要される
- 4: 知的財産に適切な対価を支払ってもらえていない
- 5: 工場監査・品質保証の際に、事前に目的と監査事項を教えてもらえない、又はその目的を達成するために必要な範囲を超えて、ノウハウや技術上・営業上の秘密情報の提供を要請される
- 6: 取引先企業と共同で開発した発明等の権利の帰属について、自社の寄与度に関係なく一方的に取引先のみ
の帰属とされる
- 7: その他（ ）

VII. 働き方改革への対応

受注側37. 販売先は発注を行う際、貴社の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。

【単一回答】

1: 配慮されている	2: 配慮されていない	3: その他 ()
------------	-------------	------------

受注側38. 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。【複数回答可】

*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1: 特に影響はない	2: 急な仕様変更への対応の増加
3: 短納期での発注の増加	4: 検収の遅れ
5: 支払決済処理のズレによる入金遅れ	6: 従業員派遣を要請
7: 発注業務の拡大・営業時間の延長	8: 祝休日出勤の増加
9: その他 ()	

受注側39. 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業（販売先）が負担しましたか。【単一回答】

*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

1: 全て販売先が負担してくれた (100%)	2: 多くを販売先が負担してくれた (99～81%)	3: 一部を販売先が負担してくれた (80～41%)	4: 販売先はあまり負担しなかった (40～1%)	5: 販売先は負担しなかった (0%)
----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------

Ⅷ. 型取引の適正化

取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。

受注側40. 販売先との取引における型取引の状況（有無）についてお答えください。【複数回答可】

1: 金型がある →受注側 41 へ	2: 木型がある →受注側 41 へ	3: 樹脂型がある →受注側 41 へ	4: 治具がある →受注側 41 へ	5: 型取引はない →受注側 44 へ
-----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	------------------------

受注側41. 受注側 40 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

直近 1 年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】

① 書面等による取引条件の明確化				
1: 全て実施された (100%)	2: 概ね実施された (99～81%)	3: 一部実施された (80～41%)	4: あまり実施されなかった (40～1%)	5: 実施されなかった (0%)
② 型代金又は型製作費の早期の支払い				
1: 全て実施された (100%)	2: 概ね実施された (99～81%)	3: 一部実施された (80～41%)	4: あまり実施されなかった (40～1%)	5: 実施されなかった (0%)
③ 量産終了後の型の保管費用の支払い				
1: 全て実施された (100%)	2: 概ね実施された (99～81%)	3: 一部実施された (80～41%)	4: あまり実施されなかった (40～1%)	5: 実施されなかった (0%)
④ 不要な型の廃棄費用の支払い				
1: 全て実施された (100%)	2: 概ね実施された (99～81%)	3: 一部実施された (80～41%)	4: あまり実施されなかった (40～1%)	5: 実施されなかった (0%)

受注側42. 受注側 40 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

取引金額が最も大きい販売先との間で、「型」の所有権は誰が有しているかをお答えください。最も多いところを一つ選択してください。【単一回答】

1: 自社	2: 販売先	3: 不明	4: その他 ()
-------	--------	-------	------------

受注側43. 受注側 40 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。

量産終了後の型について保管費用を負担している場合、貴社が負担している金額をお答えください。

【数値回答】

※販売先に所有権がある型で、保管費用が最も大きい販売先に関する、1 年あたりの保管費用

円

IX. その他

受注側44. 2024年度の賃上げの実施有無について、お答えください。【単一回答】

1: 実施した (今年度内の実施予定を含む)	2: 実施していない	3: 分からない
---------------------------	------------	----------

受注側45. 中小企業庁では、「下請かけこみ寺」※を設置しています。この下請かけこみ寺を御存知ですか。

【単一回答】

※「下請かけこみ寺」は、全国 48 か所に設置され、企業間取引に関する各種相談等に応じています（無料）。

1: 知っている	2: 知らない
----------	---------

受注側46. 貴社が取引している販売先のうち、代表的な 3 社を依存度（取引シェア）が高い順番で記載ください。

また、取引における悩みがありましたら、記載してください。（販売先の法人番号は、国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> より参照ください）【自由回答】 【単一回答】

1 番 目	社名	事業所名	法人番号
	主な取引の内容		
	1: 製造委託 2: 修理委託 3: 情報成果物作成委託 4: 役務提供委託 5: 建設工事委託 6: 派遣委託 7: その他		
	取引におけるお悩み		
2 番 目	社名	事業所名	法人番号
	主な取引の内容		
	1: 製造委託 2: 修理委託 3: 情報成果物作成委託 4: 役務提供委託 5: 建設工事委託 6: 派遣委託 7: その他		
	取引におけるお悩み		
3 番 目	社名	事業所名	法人番号
	主な取引の内容		
	1: 製造委託 2: 修理委託 3: 情報成果物作成委託 4: 役務提供委託 5: 建設工事委託 6: 派遣委託 7: その他		
	取引におけるお悩み		

【ご回答者情報】

貴社名			
部署名		役職名	
氏名		電話	
メールアドレス		FAX	

※ご回答内容を踏まえ、取引調査員（下請 G メン）より詳細な情報などをお伺いするためにご連絡する場合がございます。

取引調査員（下請 G メン）は、下請等中小企業者の皆様からお伺いする内容等を踏まえ、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促しています。

なお、本調査結果を含め秘密保持を前提としてお話を伺うものです。

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

買いたたきなどは下請法違反のおそれがあります！貴社の取引内容を一度確認しませんか？

公正な取引を目指しましょう！

取引内容の確認はこちら → <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/160610support1.pdf>

ご相談はこちら → <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>